全国商工会議所 中小企業海外PL保険制度 Q&A

Q1 国内PL保険には既に加入していますが、海外PL保険にも加入する必要はありますか。

A1 国内PL保険では、日本国内で発生した身体障害もしくは財物損壊についてのみしか適用になりません。海外に製品を輸出している場合等で、海外で身体障害・財物損壊事故が発生する可能性がある場合には加入する必要があります。

Q2 完成品ではなく部品メーカーなのですが、海外PL保険に加入する必要がありますか。

A2 特にアメリカに製品を輸出している企業は、商社や完成品メーカーを通じての輸出であっても、被害者の訴えによりアメリカの法廷に召喚される可能性があります。したがって、部品メーカーの方にも海外PL保険のご加入をお勧めします。

Q3 輸出量が少ないので海外PL保険に加入する必要がないのでは？

A3 輸出量とPLリスクは関係ありません。輸出量の少ない製品で事故が発生し、巨額な損害賠償請求がなされた例もあることから、輸出量にかかわらず海外PL保険のご加入をお勧めします。

Q4 欧米には製品を輸出していないので海外PL保険に加入する必要がないのでは？

A4 欧米での高額な賠償事例は人身事故によるものが大多数ですが、PL事故は第三者の財物に損害を与えた場合も補償します。この財物損害は欧米以外の諸国でも同様に発生するもので、保険の支払事例も多くあります。このため、欧米以外の輸出仕向地であっても海外PL保険のご加入をお勧めします。

Q5 身体・財物共通てん補限度額とは何ですか。

A5 保険金額の設定方法で身体障害、財物損壊の事故について共通限度額を設定することをいいます。本制度では、1回の事故について、また保険期間を通算して、身体障害に起因する損害、財物損壊に起因する損害および訴訟費用等を合算して保険金額を限度とします。

Q6 保険期間中に損害賠償請求がなされれば、身体障害・財物損壊が保険期間以前であっても保険で補償されますか。

A6 海外PL保険では、「遡及日」という特殊な条件が設定され、遡及日以降に身体障害・財物損壊事故が発生し、損害賠償請求が保険期間中になされれば、保険の対象となります。本制度では、遡及日は、本制度にご加入いただいた日としているため、ご加入いただく前に発生した身体・財物損壊事故については保険の対象外となります。

Q7 海外PL保険を契約する以前に輸出した商品を原因とする場合にも、保険の対象となりますか。

A7 対象となります。

Q8 輸出先の販売人（ベンダー）を追加被保険者に含めることはできますか。

A8 輸出契約上不可欠な場合に限りできます。ただし、販売時の説明ミスや改造ミス等本来ベンダーの責任である部分を免責とする追加条項が付帯され、限定的な補償範囲となっています。

Q9 海外現地製造子会社等を追加被保険者に含めることはできますか。

A9 できます。ただし、多くの国において、自国に所在する企業が外国の保険会社に直接保険加入することに規制を設けているため、ご加入いただけない場合があります。詳しくは保険会社にご確認ください。

Q10 保険適用地域は輸出先（国）とすればよいのでしょうか。

A10 通常は、輸出先を適用地域とすれば結構です。ただし、この場合には、原則としてこの保険適用地域内で身体障害・財物損壊が発生した場合に保険の対象となります。したがって、輸出国から第三国に再輸出される可能性のある場合には、保険適用地域を「日本を除く全世界」とすることが望ましいと思います。

ご連絡先	
【引受保険会社（取扱営業課支社）】	【商工会議所名】
【取扱代理店】	

【募集文書作成保険会社】　株式会社損害保険ジャパン　営業開発部第三課
〒100-8965　東京都千代田区霞が関3-7-3　TEL:03-3593-6436　FAX:03-3593-6564（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

SJ13-13626（2014.03.20）（99PC7361）164370 Ver 8.00

2014年度版

全国商工会議所の

Product Liability

中小企業海外PL保険制度

General Liability Policy Standard Provisions
Products and Completed Operation Liability Insurance Coverage Part

輸出関連中小企業等のための全国制度のご案内

中途加入は
毎月受付中

日本商工会議所

輸出関連企業を脅かすさまざまなリスク。貴社の備えは万全と言えますか?

ビジネスのフィールドが世界中に広がる今。海外進出を考える中小企業さまも増えています。
しかし、チャンスの拡大はリスクの拡大にもつながります。その代表が「PL訴訟」です。

Attention 1 海外でのPL問題が深刻化

PLに対する欧米諸国の考え方はきわめて厳しいものがあります。
特にアメリカでは1960年代後半からPL訴訟が急激に増加し、産業界に大混乱が生じました。
そして、こうした混乱に対し、さまざまな解決策が検討されていますが、目に見える効果があがっていないのが現状です。

北米	ヨーロッパ諸国	アジア
○多数の弁護士 ○原告の弁護士報酬は成功報酬契約が一般的 ○陪審制度による公判 ○消費者の強い権利意識	○EC指令(1985年)成立等を背景に、早くから各国でPLに関する国内法が施行されている。 ○製品の安全確認・欠陥品の監視・PL法の適用というPLに関する一連の流れが確立されており、安全・安心を求める消費者の意識も高い。	○アジア諸国においても、すでに**中国、台湾、韓国、フィリピン、マレーシア、タイ等**で、PLに関する法律が立法化 ○近年の経済発展とともに、消費者重視の方向へ

高額な損害賠償金と訴訟対応費用発生のおそれ	北米のように高額なPL訴訟を招くような環境はないが、PL事故発生時には消費者の反応は厳しい。	PL法理の導入とともに、消費者のPLに対する意識の高まり

Attention 2 企業におけるPL対策

【製品安全対策】(Products Safety)

□PLの観点から製品の安全性評価基準の見直し
□製品企画、設計審査の方法を安全面の観点から見直し
□製品だけでなく、取扱説明書、広告、パンフレット類の見直し
□全社的なPL対策の取り組み
など

【PL訴訟対策】(Products Liability Defense)

□製品の生産活動全般に渡る記録の保存体制の見直し
□事前に訴訟対策を確立
□事故原因の要因解明、関係部門へのフィードバック体制の確立と再発防止策の構築
□海外PL保険の手配
など

輸出関連企業の皆さまにとって、製品安全対策の実行とともに、
海外PL保険は、安定した経営のために必要不可欠なものとなっております。

ご存知ですか?

例えば、製品輸出を行っていない場合でも、製品が海外に出回り、海外で貴社が責任を問われるケースがあります。

直接輸出の場合はもとより商社や完成品メーカーを通じての輸出であっても、法廷に召喚される可能性があります。したがって、部品のみを輸出される企業、あるいは委託生産(OEM)メーカーも訴訟の場に連れ出されます。慣習も法制度も日本と大きく異なる外国で争うことになりますので、たとえ勝訴となっても負担する時間と費用は莫大なものになります。

■間接輸出品:国内で販売された部品、原材料等が完成品に組み込まれて輸出されたもの
■グレー・マーケット製品:製造した製品が貴社の知らないうちに、第三者によって海外に輸出されたもの

Q 当社で製造した部品や原材料を、販売先である完成品メーカーが製品に組み込んで海外に輸出していますが、それで当社が海外PL事故の賠償責任を負担する場合はあるのですか?

A あります。たとえ、日本国内のみで販売している場合でも、製造した部品や原材料が組み込まれた完成品により海外でPL事故が発生した場合は、完成品メーカーと併せて訴訟提起され、事故原因等によっては賠償責任を負担する場合があります。

Q 当社が製造または加工した商品が観光地で販売され、外国人旅行客がよく土産として購入するらしいのですが、帰国先でPL事故が発生した場合でも、当社が賠償責任を負うことになるのですか?

A そうです。外国人旅行客が日本国内で購入した商品を日本国外に持ち出し、その商品により海外でPL事故が発生して訴訟提起される場合があります。

Q もし海外でのPL事故の賠償責任を負っても、中小企業PL保険(国内PL保険)に加入していれば問題ないですよね?

A 海外で発生したPL事故について海外で損害賠償請求を受けた場合、**中小企業PL保険(国内PL保険)では補償されません。**中小企業PL保険(国内PL保険)は、日本国内で発生した事故のみが対象ですので、別途、海外PL保険にご加入いただくことをおすすめします。

訴訟コストはどれくらいかかる?

訴訟コストの日米比較を厳密に行うことは裁判制度等の相違から困難ですが、日本では、訴訟コストは公判に入るまでには、せいぜい50～100万円程度です。

米国では情報開示手続き等の関係から、高額事例では、情報開示手続き終了までのコストが1億円超になったものもあります。訴訟内容、事故状況等により異なりますが、通常次のようなコストが情報開示手続き終了までに見込まれます。

・弁護士費用
(タイムチャージ制、交通費等の実費を含む)・・・300万円
・質問状の回答
(翻訳費用等の実費を含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30万円
・文書提出
(翻訳費用等の実費を含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20万円
・証言録取
(飛行機運賃、宿泊代、通訳費用等)・・・・・・・・・・・・150万円

合計で500万円～

頼れる海外PL保険制度

PL訴訟による賠償請求に心強い備え。

海外PL保険制度の特長

- 保険料の低廉化を図るため、本制度独自の方法で保険料を設定!
- PL予防体制診断サービスを無料実施!
- PL予防体制診断結果によってはさらに割引保険料を適用!
- 示談交渉を始めとする、迅速・的確な事故処理サービスをご提供!
- 保険料は全額損金処理可能※

※今後法改正により変更になる可能性があります。実際の税務処理は税理士にご確認ください。

海外では思わぬトラブルがPL訴訟に発展、その損害賠償金は日本円で億単位にのぼることも少なくありません。また、訴訟コストも高額に…。そこで本制度では、最高300万ドル(約3億円)の補償をご用意しています。

輸出製品に起因して第三者に対する身体障害事故または財物損壊事故が発生し、賠償責任を負担しなければいけなくなった場合

てん補限度額(Cタイプの場合) **300万$(約3億円)** ※円表示は1US＄＝100円で換算しています。

加入タイプ

	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
身体・財物共通てん補限度額(1事故・保険期間中とも)	50万$	100万$	200万$	300万$
免責金額(自己負担額)	なし			

◆損害賠償金はもちろん、争訟費用も補償します!

法律上の賠償責任を負うことによって被害者に支払うべき損害賠償金を保険金としてお支払いするほか、企業に代わって賠償請求を解決するのがPL保険です。賠償請求が発生し、訴訟に持ち込まれた場合など保険会社が企業に代わって弁護士の選任や応訴手続きを行うとともにその費用も保険会社が負担します。

◆オプションで「リコール費用」の設定が可能です。

消費者の安全確保を求める声は近年ますます強くなっており、事故の発生の防止はもとより、事故が発生した場合には迅速に被害拡大の防止措置を講じることが求められます。万が一、製品の欠陥や不具合により対人・対物事故が発生した場合には、損害賠償金の負担に加えて、リコールの実施による高額の回収費用の負担が発生することが予想されることから、オプションで「リコール費用」をご用意しました。

リコールオプションでは、被保険者が製造、加工、販売または供給した輸出製品のかしに起因して、他人の身体の障害もしくは財物の損壊が発生し、対象製品を回収した場合に、保険金をお支払いします。
(詳しくはP.6をご覧ください。)

■補償内容

項目	内容
総年間支払限度額	10万$
免責金額	5,000$
縮小てん補割合	90%
約定支払期間	リコール開始時点から1年以内に発生した費用

◆海外のPL事故例

※円表示は1US＄＝100円で換算しています。

製品	賠償額	被告	事故概要
綿棒	1,550,000US$(1億5,500万円)	メーカー	5歳の子供が自分で綿棒のケースを開け、耳掃除をしていたところ、鼓膜を破り、耳の骨を脱臼するけがを負った。このことに対し両親は、子供に扱わせないようにとの警告表示をし、また、ケースも子供に開けられないような構造にすべきであったとしてメーカーを訴えた。裁判の結果、メーカーの責任が認められた。
ナイトガウン	2,000,000US$(2億円)	メーカー販売業者	3才の子供がマッチ遊びをしようと火をつけたところ、着ていたナイトガウンに火がつき、身体の60%以上の火傷を負った。原告は不合理に可燃性のある衣服を販売したことに過失があると主張した。
加工機械	4,500,000US$(4億5,000万円)	メーカー販売業者	25才の女性が、ボルト製造機械を作動中右腕を切断した。彼女は、操作者を保護するための安全ガードを設置していないことについて被告を訴えた。被告は、その機械は一般的な加工機械であり、あらゆる使用に対して安全ガードを設計することは不可能であると主張したが認められなかった。
エアーコンプレッサー	1,500,000US$(1億5,000万円)	メーカー	エアーコンプレッサーの欠陥によりガソリンに引火し、火傷を負った自動車修理工に対し、メーカーの責任が認められた。
温水器	3,346,239US$(3億3,462万円)	メーカー卸売業者	温水器のサーモスタットコントロール用ノブの欠陥により燃料のプロパンガスが爆発し、子供1人が死亡、家族4人が火傷を負った事故で、メーカーとガスの卸売業者の責任が認められた。
カーペット	500,000US$(5,000万円)	原料繊維メーカー	ホテル客室内に敷き詰めたアクリルカーペットに着火して火災となり、泊まり客である弁護士が死亡した。当該カーペットは着火しやすく自己消炎作用がないため、カーペットとしての使用には適しておらず、消費者にカーペット繊維の易燃性についての警告をしなかった点で繊維メーカーは厳格責任があると判示された。
ガレージドア	2,277,836US$(2億2,778万円)	メーカー	ドアの降下が妨害された場合に自動的にドアが上昇する装置が稼動せず、ドアの下敷きになって死亡した子供の家族に対して、メーカーの責任が認められた。
自動車部品	7,500,000US$(7億5,000万円)	メーカー	小型トラックに搭載された電子部品の欠陥が原因でエンストし、トレーラーに衝突され、7才の子供が死亡した事故で、電子部品メーカーの責任が認められた。

[ご注意] 上記の賠償事例は、海外PL保険の支払事例ではありません。(損保ジャパン調べ)

クレーム対応体制について

海外PL保険は、輸出製品に関するクレームによって支払いを余儀なくされた損害賠償金や訴訟費用・弁護士報酬等をお支払いするだけでなく、提起されたクレームや訴訟をできるだけ速やかに、かつ有利な形で解決するクレーム対応の代行サービスを提供する保険です。クレームの発生から解決まで、被保険者に代わって速やかに対応し、円滑かつ有利な解決ができるよう、ワールドワイドなクレーム対応体制を構築しています。

手厚い海外進出支援サービス

多彩かつ実用的な情報・サポートを提供。

海外進出に関するリスクや、情報を入手し整理することは、自社でノウハウやインフラを保有する一部の大企業を除いては、企業が独力で行うのは困難です。そこで当所では、企業のリスク管理を切り口とした海外進出支援サービスを引受幹事保険会社の国内外のネットワークを活用して提供しています。(任意申込みとなります。)

インテリジェンスサービス　海外進出企業に役立つ、海外リスクに関する各種情報をご提供!　無 料

グローバルインテリジェンス

世界のリスク情報をご提供する会員制のサービス。「今、世界で何が起きているのか」を把握することが可能です。
(平日に毎日配信)

1	国別リスク情報	多くの日系企業が進出している国のリスク・レーティング、治安・安全対策に関する情報
2	アラート情報	日系企業が影響を受ける可能性のある事象の速報を毎日メールで配信(平日)
3	安全対策情報	各種リスクに対し、どのように予防すればいいのか、または対応すればいいのかのヒント集(例:「ホテルにおける安全対策」、「盗難被害に遭わないために」など)

(当サービスは、リスク情報を専門とする米国のiJET社®の情報を基にご提供しています)

海外危機管理レター

世界をアジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカおよびオセアニアの6地域に分け、新興国をはじめ、多くの日系企業が進出している国を対象に、主な事件や事故、災害に関するニュースをわかりやすくまとめ、発信します。
また、「今週のコメント」欄では、世界の関心を集めている出来事や注意を要する事象などについて、危機管理の専門家が解説します。(原則毎週金曜日配信)

駐在員向け安全情報「海外生活を安全に送るために」

初めて駐在される方向けに赴任先の安全に関する情報をまとめた冊子をご提供します。

中小企業海外PL保険制度の概要

❶本制度に加入できる方

本制度に加入することができる企業は、各商工会議所の会員中小企業者等です。
本制度は、日本商工会議所が契約者となり、各商工会議所の会員中小企業者等を被保険者とする団体契約です。
(注)本制度では、補償の対象外となる製品がありますのでご注意ください。

❷お支払いする保険金

<基本補償について>
被保険者の生産物に起因して第三者に対する身体障害事故または財物損壊事故が発生した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金としてお支払いします。
具体的な保険金の内容は次のとおりです。

(1)被害者に支払うべき損害賠償金
①第三者の身体に障害を与えた場合
・実際に要した治療費、入院費、看護費用、葬儀費用 等
・休業損失、労働能力の減少に伴う、あるいは死亡による逸失利益
・慰謝料 等
②第三者の財物を損壊した場合
・その財物の修理費用。ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
・財物の使用不能による間接損害

(2)諸費用
①訴訟関連費用(クレーム費用)
訴訟費用、弁護士報酬等事故解決に要した費用、および判決の確定したときから保険金支払までの間の損害賠償金に対する利息(保険金額を超えた額に対する利息は除きます。)等
②ボンドの保険料
・判決に不満の場合、上訴するために提出する上訴ボンドの保険料
・敗訴した場合に差押の解除のために提出する差押ボンドの保険料
③協力費用
訴訟の調査等で保険会社に協力するために被保険者が負担した費用で通常必要と認められる費用。交通費、通信費のほか1日につき25ドルまでの収入補償も対象となります。
④応急手当に要する費用
急激かつ突発的な事故による身体障害の応急手当として被保険者が負担した費用。
(注)回収費用は上記費用に含まれませんので基本補償ではお支払いできません。
(注)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に払われた見舞金等は保険金のお支払い対象となりません。

<リコール費用について>
「身体障害」または「財物損壊」を生じさせ、被保険者の生産物または被保険者の生産物を含む製品に欠陥があることが明らかとなった、または疑われたために、被保険者の生産物または被保険者の生産物を含む製品のa.市場から、またはb.他の人または組織の使用からの回収費用をお支払いします。
「生産物回収費用」とは、「生産物回収」に直接関係して支払われた、以下に掲げる合理的かつ必要な臨時費用を意味します。
・社告費用
・文房具代、封筒代、告知文書作成費、送料、ファクシミリ送信費用
・被保険者の正社員以外の従業員に支払われた残業代または交通費もしくは宿泊代を含む従業員が支出した費用
・コンピューターに係わる費用
・独立請負人と他の臨時雇い従業員を雇用するための費用
・輸送、船積みまたは包装費用
・倉庫または保管場所に係わる費用、または「被保険者の生産物」または「被保険者の生産物」を含む再利用不可能な製品の廃棄費用
ただし再購入価格または再作成費用を超えないものとします。

❸お支払いできない主な場合

<基本補償について>
次のような場合は、保険金のお支払いができません。
①契約により加重された責任
②労災保険法等により負担する賠償責任
③被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任
④生産物の故障、不調、不具合等により、損壊は生じていないにも関わらず財物が使用不能になった場合の賠償責任。ただし、生産物の故障、不調、不具合等が急激、偶然の事故により生じた場合は、お支払い対象となります。
⑤生産物またはその一部から生じたその生産物自体の損壊に対する賠償責任
⑥生産物または生産物と一体をなす財物に瑕疵(かし)があることが判明した場合、またその疑いがある場合のリコール措置(回収、交換、検査、修繕 等)に関する賠償責任
⑦土壌、大気、公共水域への液体、気体、固体の流出に起因(いわゆる公害リスク)する賠償責任
⑧罰金、違約金、または懲罰的賠償金
⑨原子力事故に起因する賠償責任
⑩地震に起因する賠償責任
⑪アスベスト(石綿)に起因する賠償責任
⑫コンピューター、集積回路およびそれらを内蔵する機器等が日付データを認識できないこと等を原因とする賠償責任　など

<リコール費用について>
以下の事由から発生した「生産物回収(リコール)費用」についてはお支払いできません。
・保証違反および意図した目的への不適応
意図した目的への不適応を理由として開始した全ての「生産物回収」。(明示であるか黙示であるかを問わず全ての適応性の保証違反を含みます。)ただし、当該欠陥が「身体障害」または「被保険者の生産物」以外の有体物に対して物理的損傷を生じさせた場合には適用しません。
・著作権、特許、企業秘密、トレードドレスまたは商標の侵害
・著作権、特許、企業秘密、トレードドレスに起因して開始された全ての「生産物回収」
・劣化、腐敗、または化学変化
「被保険者の生産物」の劣化、腐敗、または化学変化に起因して開始された全ての「生産物回収」。ただし、以下の事由により発生した場合を除きます。
(1)製造、設計または加工上の過失
(2)「被保険者の生産物」の輸送
・営業上の信用、市場独占率、収入、利益または再設計
・営業上の信用、市場独占率、収入または「利益」を回復するための費用または「被保険者の生産物」の再設計費用
・有効期間の満了
「被保険者の生産物」に指定された有効期間の満了のために開始された「生産物回収」
・既知の欠陥
この特約条項が被保険者に最初に発行される前、もしくは被保険者の「生産物」が被保険者の管理、占有下を離れる前に、記名被保険者または記名被保険者の「執行役員」が「被保険者の生産物」に「欠陥」が存在していることを知ったために開始された「生産物回収」　など

上記に加えて、製品により特別の免責条項を設定する場合があります。

❹加入タイプ

	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
身体・財物共通てん補限度額(1事故・保険期間中とも)	50万$	100万$	200万$	300万$
免責金額(自己負担額)	なし			

※1加入者あたり、S、A、B、Cのいずれか1口のみの加入となります。
※加入タイプは保険期間の途中では変更できません。
※保険金額は、一律USドルで設定します。外貨建のため、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、加入時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますのでご注意ください。

❺募集期間と加入期間　募集期間と加入期間は、下表の通りです。

	募集期間	保険料着金締切	加入期間
新規加入 継続加入	2014年 6月20日まで	2014年 6月20日まで	2014年7月1日午前0時1分から 2015年7月1日午前0時1分まで
中途加入	2014年 6月21日以降	毎月20日まで (土・日・祝日の場合は直前の営業日まで)	保険料着金日の翌月の1日午前0時1分から 2015年7月1日午前0時1分まで ※21日から月末までの着金分は翌々月の1日からとなります。

【ご注意】7月1日から加入される場合は、必ず6月20日までに着金するよう手続きをお願いします。

❻保険料の算出

PL予防体制診断チェックシート兼ご質問票にお答えください。本制度独自の方法により保険料を算出します。

特長
①本制度独自の方法で設定した有利な基本保険料!　②輸出高に応じたてい減係数を適用!
③PL予防体制診断結果に応じた割増引を適用!　④年間無事故の場合、割引を適用!

本制度独自の基本保険料 × 輸出高による調整(注1) × PL予防体制による調整(注2) × PL事故の有無による調整(注3) = 保険料

(注1)輸出高に応じたてい減係数を適用します。
(注2)各企業のPL予防体制診断結果に基づき、20%割引～20%割増を決定します。
なお、診断結果によってはご加入いただけない場合がありますのでご了承ください。
(注3)加入2年度目以降については、PL事故発生状況により下表のとおり割増引率を適用します。
(注4)この保険契約の保険料を定めるために用いる保険料算出基礎は最近の会計年度における輸出高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

無事故	事故あり(報告あり)	事故ありかつ保険金(備金を含みます。)が保険金額の一定割合超
10%割引	30%割増(3年間適用)	個別に割増率を決定

❼証券適用地域

輸出製品を保険の目的とする場合は、原則として輸出先(国・地域)で発生した身体障害、物的損害を保険の対象とします。したがって、あらかじめ次の中から証券適用地域を選択していただきます。
イ.日本を除く全世界　ロ.日本・米国・カナダを除く全世界　ハ.日本・米国・カナダ・欧州・豪州を除く全世界

❽加入の手続き

Step.1
保険内容等について、取扱代理店が詳細な説明におうかがいします。

Step.2
お見積もりを希望される場合は、「PL予防体制診断チェックシート兼ご質問票」に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店までご提出ください。

Step.3
保険料を算出し、取扱代理店から貴社へ保険料をご提示します。

Step.4 最寄りの銀行から保険料をお振込みください。

振込にあたってのご注意
・所定の振込依頼書に払込人の住所氏名、金額(保険料)をご記入のうえ、下記の口座にお振込みください。
・払込手数料は払込人負担となっていますのでご注意ください。
・振込金受領書はご加入者にて保管ください。

Step.5
加入依頼書(または、保険契約申込書)に必要事項をご記入・押印のうえ、速やかに募集代理店へご提出ください。

保険料振込先
みずほ銀行　丸之内支店　普通　2380693
口座名義　日本商工会議所

万一事故が発生した場合

万一保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生した場合は、直ちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。詳細が不明でも何より早い連絡が必要となります。(連絡のないまま賠償金等を支払うと、保険金が支払われないことがあります。)

ご連絡いただく主な事項

事故日、および事故場所	事故原因、状況	被害者(請求者)の住所、氏名、請求内容
当該製品の型式、製造年月日、製造番号	当該製品の販売日、販売経路等	損害の額・程度および範囲等

■共同保険に関するご説明
全国商工会議所中小企業海外ＰＬ保険制度は、以下の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。ただし、被保険者への保険金の支払は加入者から申込みを受け付けた引受保険会社が行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。各保険会社の引受割合については、別途お問い合わせください。

＜引受保険会社＞
株式会社損害保険ジャパン(幹事保険会社)
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL.03-3593-6436
三井住友海上火災保険株式会社
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9
TEL.03-3259-6693
日本興亜損害保険株式会社
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL.03-3593-6235
エース損害保険株式会社
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
TEL.050-3164-8257

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

■取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

■賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

■ご契約者(加入者)以外の被保険者(保険の対象となる方など)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■後日送付される加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

■このパンフレットは、全国商工会議所「中小企業海外PL保険制度」の概要をご紹介したものです。保険金のお支払い条件、ご加入手続き、告知・通知義務、その他この保険の詳しい内容は取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

■住所変更、契約内容を変更される場合等は事前に取扱代理店にご連絡ください。

■個人情報の取扱いについて
○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、引受保険会社に提供します。
○引受保険会社は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、引受保険会社のホームページに掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または引受保険会社営業店までお問い合わせ願います。
申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■ご契約を解約される場合には、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。解約の条件によっては、引受保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■指定紛争解決機関
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808＜通話料有料＞
PHS・IP電話からは03-4332－5241をご利用ください。
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。